

参考資料

5

栃木県内における指定廃棄物等の状況①

- ◆ 指定廃棄物には、浄水発生土、農林業系副産物等があり、これらを安全かつ迅速に処理することが重要な課題となっています。
- ◆ 他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。

栃木県における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量(平成24年11月末現在)(単位:t)

	焼却灰	浄水発生土	下水汚泥(灰・スラグ)	農林業系副産物	その他	合計
栃木県	1,955.6	727.5	2,200.0	8,844.0	0	13,727.1

- ▶ 使用データ:浄水施設データ(厚生労働省)
下水道施設データ(国土交通省)
保管量調査(栃木県環境森林部)

栃木県における指定廃棄物の指定状況(平成24年12月28日現在)(単位:t)

	焼却灰	浄水発生土	下水汚泥(灰・スラグ)	農林業系副産物	その他	合計
栃木県	1,791.4	584.5	2,200.0	4,715.0	0	9,290.9

- ▶ 使用データ:指定廃棄物指定状況(環境省)

6

栃木県内における指定廃棄物等の状況②

栃木県内における農林業系副産物の保管量(平成24年11月末現在) (単位:t)

種別	8,000Bq/kg超	8,000Bq/kg以下
稲わら	290	0
牛ふん堆肥	825	5,407
牧草	2,760	12,379
腐葉土等	4,969	1,133
その他	0	7,182
計	8,844	26,101

➤ 使用データ:保管量調査(栃木県環境森林部)

7

計画最終処分量①

計画最終処分量は、現在の廃棄物保管データ及び最近の県内における8,000Bq/kg超えの廃棄物の発生状況を勘案して設定します。

(単位:トン)

種別	保管量データ H24.11時点	計画 最終処分量
一般廃棄物焼却灰	1,956	4,000
農林業系副産物焼却灰	3,494※	3,500
下水汚泥(灰・スラグ)	2,200	2,200
浄水発生土	728	750
その他		1,050
仮設炉解体材		2,200
合計	8,378	13,700

※農林業系副産物焼却灰は、農林業系副産物を焼却した時に発生する焼却灰の推計量

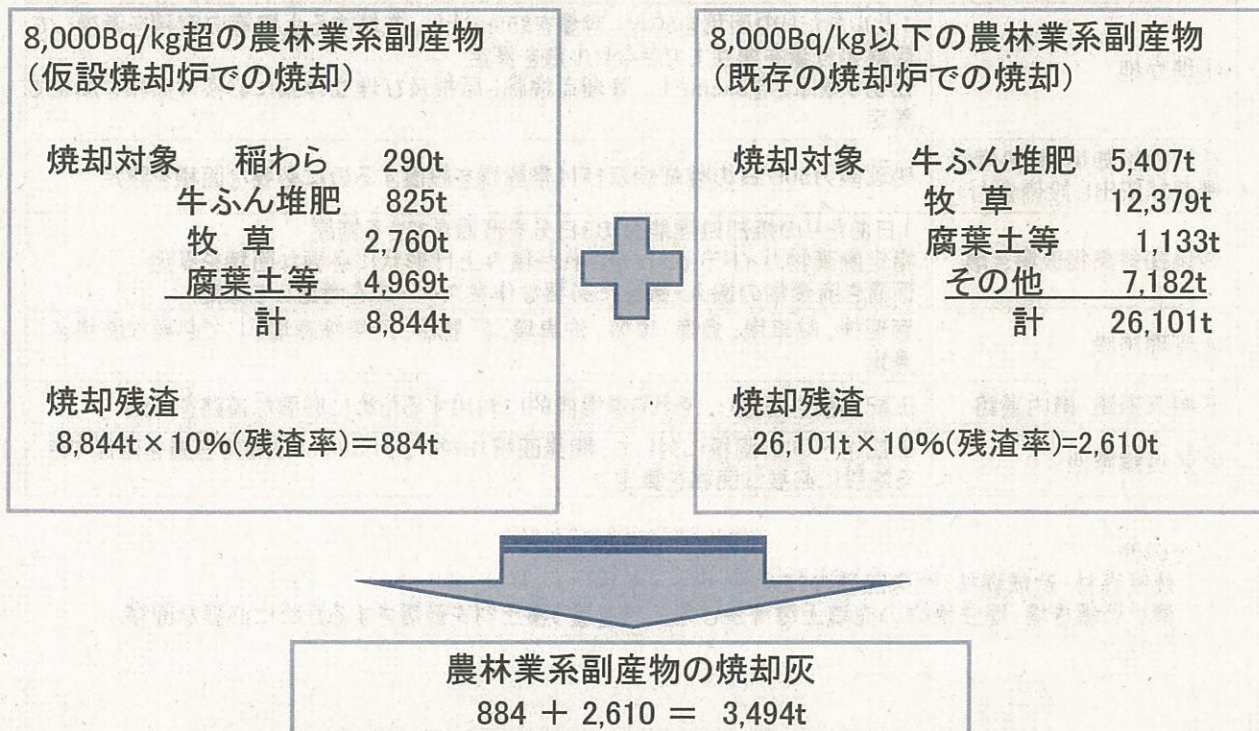
計画最終処分量②

- 一般廃棄物焼却灰の計画最終処分量は、今後一般廃棄物焼却灰が1,900トン発生すると予測されるため、現状から約2,000トン増の**4,000トン**と設定しました。
- 農林業系副産物焼却灰の計画最終処分量は、敷地内の仮設焼却炉で燃やす指定廃棄物となる見込みの農業系副産物を燃やした時の焼却灰量884トン(残渣率10%)に加えて、既存の焼却炉で8,000Bq/kg以下の農林業系副産物を燃やした時の灰が全て8,000Bq/kg超えの指定廃棄物となると仮定した焼却灰量2,610トン(残渣率10%)の合計量3,494トンより**3,500トン**と設定しました。
- 下水汚泥の計画最終処分量は、下水汚泥は現状の2,200トンより増えないと考えられるため、**2,200トン**と設定しました。
- 浄水発生土の計画最終処分量は、今後増えないと想定されるため**750トン**と設定しました。
- その他の8,000Bq/kg超えの廃棄物について今後発生する可能性を考慮して、一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物焼却灰、下水汚泥、及び浄水発生土の計画最終処分量の合計値の10%値である**1,050トン**と設定しました。
- このほか、仮設焼却炉の解体材も埋立地で処分することを想定して、計画最終処分量を**2,200トン**と設定しました。

9

農林業系副産物起因の最終処分量の算定の根拠

農林業系副産物の焼却灰の推計量



農林業系副産物仮設焼却炉の能力及び規模

- 仮設焼却炉では、指定廃棄物となった農林業系副産物等の可燃性廃棄物を焼却します。
- 栃木県は、1年間で処分を終えることを念頭に焼却炉の能力(50トン/日)を算定しました。
 - ・仮設焼却炉能力(規模) = $8,844\text{t} \div 250\text{日/年} = 35.3\text{t/日} \rightarrow 50\text{t/日}$
- 50トン/日の焼却炉を整備するための面積は既存の同規模の焼却炉のデータを参考に、機械設備や搬入経路も考慮して4,000m²を確保します。【P18に詳細を記載】
- 焼却炉の点検による運転休止も考慮して、焼却対象物を3日分保管できる仮置き場面積を3,200m²を確保します。【P19～20に詳細を記載】

11

施設面積の算定:施設面積に関する考え方

指定廃棄物最終処分場の施設面積に関する考え方

施設名	必要規模の考え方
①埋立地	1セルあたりの面積を50m ² 、容量を250m ³ とし、充填する土壌等の容積を考慮して最終処分量を埋立てできるセル数を算定 仕切り壁厚さを35cmとし、管理点検廊、屋根及び埋立作業に必要な面積を加えて算定
②仮設焼却炉(前処理設備及び灰出し設備含む)	処理能力50t/日の焼却炉及び付帯設備を設置するのに必要な面積を設定
③焼却対象物仮置き場	1日あたりの焼却処理能力の3日分を仮置きできる施設 指定廃棄物ガイドラインに示された積み上げ形状に必要な面積を算定 仮置き廃棄物の搬入・搬出に必要な作業スペースを考慮して算定
④管理施設	管理棟、駐車場、倉庫・車庫、洗車場、計量器、汚染検査場として必要な面積を算定
⑤搬入道路・構内道路	上記施設を配置し、それらを機能的に利用するために必要な道路を計画
⑥防災調整池	上記①～⑤の面積に対して、開発面積1haあたり1,300m ³ の調整容量を確保できる施設に必要な面積を算定

その他

残置森林・造成森林:開発面積の25%に該当する面積

覆土仮置き場:埋立地内の充填土壌等及び埋立地を覆う覆土材を仮置きするために必要な面積

12